

募集要項（店舗・事業者用）

■ 事業の趣旨

本プロジェクトは市民を中心とした全国の皆様からクラウドファンディングサイトを通じて、市内の飲食店への支援を募り、集まった支援金を登録されてる飲食店にお支払いすることで、未来の収益を先に確保するプロジェクトです。支援者には後日、支援した先の店舗飲食やテイクアウト等で利用できる「プレミアム付きお食事券（以下、チケット）」を発行します。またチケットを購入しない個人、法人、市外及び県外等からの支援、いわゆる寄附金についても募集を行います。

I. 本プロジェクトについて

1) 事業概要

- (1) 名称 霧島市飲食店エールプロジェクト
- (2) 発行者 霧島市飲食店エール委員会（以下、「実行委員会」）
（霧島商工会議所、霧島市商工会、霧島市）
- (3) 実施方法 クラウドファンディングサイト「CAMP FIRE」の活用
- (4) 参加店舗募集期間
第1次募集締切 2020年5月1日（金）～5月6日（水）
第2次募集締切 ～2020年5月13日（水）
第3次募集締切 ～2020年5月20日（水）
- (5) クラウドファンディング期間
2020年5月7日（木）～6月5日（金）
- (6) 目標金額 3,000,000 円
※目標金額に達成しない場合も、プロジェクトは有効として扱います。
- (7) 応援方法
 - 1 「チケットを事前購入」で応援
一口 2,000 円・5,000 円・10,000 円・30,000 円
※申込口数に上限はありません。
※支援者が、申し込む際に、支援する店舗等を指定する仕組みです。
 - 2 「チケット購入なし」で応援（霧島市の飲食店参加店舗全体の応援）
一口 50,000 円・100,000 円・300,000 円・500,000 円
※寄附金控除の対象となりません。
- (8) チケット特典 プレミアム率20%（実行委員会負担20%）
- (9) チケット利用期間 令和2年7月1日（水）～11月30日（月）
- (10) 参加店舗への入金
第1回支払 2020年5月14日（木）【予定】
第2回支払 2020年5月21日（木）【予定】
第3回支払 2020年5月28日（木）【予定】
第4回支払 2020年6月15日（月）の週【予定】
- (11) チケットの発送 令和2年6月26日（金）～30日（火）
- (12) 利用可能店舗 申込時に指定した店舗に限る

2) 応援チケット取り扱い厳守事項

- ① チケットは飲食などの取引において利用可能です。
- ② チケットと現金の交換は禁止しています。
- ③ チケット額面以下の利用であってもお釣りは渡さないでください。
- ④ 不足分は現金等で受け取ってください。
- ⑤ 店舗等で独自にチケットの利用対象外となるサービスなどを定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるように、店内掲示、チラシ等にその旨を示してください。
- ⑥ 他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、チケット使用上限額などを定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるように、店内掲示、チラシ等にその旨を明示してください。
- ⑦ 利用期間を過ぎたチケットは受け取らないでください。
- ⑧ チケットの盗難・紛失、滅失又は、偽造、模造等に対して、発行者は責を負いません。
- ⑨ 寄付型の支援金については、霧島市内の飲食店等の発展のために活用させて頂くとともに、頂いた寄付については寄附金控除の対象となりません。
- ⑩ 応援という性質上、いかなる理由においても返金には対応できません。
- ⑪ 万が一チケットの紛失などの、使えない事態が発生したとしても実行委員会は責任を負いません。
- ⑫ 支援者と各店舗の間でトラブルが発生した場合、実行委員会は関与・干渉はできません。

3) チケットの利用対象にならないもの

- ① 出資や債務の支払い（税金・振込代金・振込手数料・保険料・電気・ガス・水道・電話料金等）
- ② 有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ③ たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入（電子たばこを含む）
- ④ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- ⑤ 土地・家屋購入、家賃、地代、駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払いその他、各利用可能店舗が指定するもの
- ⑥ 現金との換金、金融機関への預け入れ
- ⑦ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- ⑧ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

II. 参加店舗の募集概要について

1) 参加資格

(1) 市内に店舗を有する飲食の提供を主目的とした事業者（中小企業者及び個人事業主の方に限る）。但し、次に該当する事業者を除く。

- ① 「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等の営業を行っている者
- ② 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者
- ③ 上記3）[チケットの利用対象にならないもの]に記載の取引、商品のみを取扱う店舗等
- ④ 役員等（法人にあって非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ⑤ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ⑥ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ⑦ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑧ 役員等が、暴力団又は、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(2) 本プロジェクトの趣旨を理解し、チケット利用期間（7月～11月）に営業を実施できる方

(3) 自ら本プロジェクトを広めることで、自店舗の支援者を集める意思のある方

※参加資格や営業実態が確認できない場合は、参加を取り消しさせていただくことがありますので、ご了承ください。

2) 参加店舗の責務等

次に掲げる事項について、遵守していただきます。

- ① 利用者が使用するチケットについて、受け取って問題ないかの確認を必ず行ってください。なお、明らかに色合いが違うなど、偽造されたチケットと判別できる場合は、チケットの受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報してください。チケットは取り扱うすべての従業員等に周知してください。
- ② チケットを受け取った際は、再流出を防ぐためチケットに店舗印などを押しし、使用済みであることを明確にしてください。
- ③ 支援金の入金は原則口座振込となります。なお、入金に関する手数料はすべて実行委員会にて負担します。

- ④ チケットの交換又は売買は行わないでください。
- ⑤ 支援者への店舗に関する情報発信は、各自で行ってください。
- ⑥ 支援者と各店舗の間でトラブルが発生した場合、実行委員会は関与・干渉はできません。

3) 店舗参加申込について

(1) 申込方法

本プロジェクトに参加希望の店舗は、この「募集要項」に同意のうえ、次の方法により申請してください。

- ・インターネット（フォームメーカー）での申請

<https://pro.form-mailer.jp/fms/0f3f44a6194845>

(2) 申込期間

第1次募集締切 2020年5月1日（金）～5月6日（水）

第2次募集締切 ～2020年5月13日（水）

第3次募集締切 ～2020年5月20日（水）

(3) 申込・承認

- ① 申込内容に基づき、サイト内に店舗情報を掲載します。
- ② 申込の承認は、特設サイトへの掲載をもって代えさせていただきます。
- ③ 次に該当する場合は、承認の取り消し又は、掲載を削除します。
 - ・ 申込内容に虚偽・不備等があった場合
 - ・ 参加資格や営業実態が確認できないといった理由等で、実行委員会が申込内容より承認を取り消すと判断した場合

(4) その他留意事項

- ① 利用可能店舗の情報（店舗名称・所在地・電話番号・業種等）はホームページなどに掲載します。
- ② 「募集要項」に違反する行為が認められた場合で、入金済の支援金の返金や賠償金の発生等が生じた際は請求する場合があります。
- ③ 「募集要項」に定めのない事項に関しては、実行委員会がその都度対応を決定します。
- ④ 法人、個人問わず、必ず代表名でお申し込みください。